

平成24年3月27日  
第2371号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目 次

### 規 則

- 秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（6・環境管理課）…………… 1
- 秋田県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（7・地域産業振興課）…………… 4

### 告 示

- 騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定の一部改正（146・環境管理課）…………… 5
- 騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定の一部改正（147・環境管理課）…………… 5
- 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表の区域の区分の一部改正（148・環境管理課）…………… 6
- 振動規制法の規定による住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定の廃止（149・環境管理課）…………… 6
- 振動規制法の規定による特定工場等において発生する振動についての規制基準の廃止（150・環境管理課）…………… 6
- 振動規制法施行規則別表第1付表第1号に該当する区域の指定の廃止（151・環境管理課）…………… 6
- 振動規制法施行規則別表第2の備考の区域の指定等の廃止（152・環境管理課）…………… 7
- 悪臭防止法に基づく規制地域の指定の廃止（153・環境管理課）…………… 7
- 悪臭防止法に基づく規制地域の規制基準の廃止（154・環境管理課）…………… 7
- 基本測量終了の通知（155、156・建設管理課）…………… 7
- 公共測量終了の通知（157・建設管理課）…………… 7
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（158・河川砂防課）…………… 7
- 道路の供用開始（159・北秋田地域振興局建設部）…………… 8
- 建設業の許可の取り消し（160・平鹿地域振興局総務企画部）…………… 8

### 公 告

- 土地改良区の定款変更の認可（鹿角地域振興局農林部）…………… 8
- 県営土地改良事業計画の決定（秋田地域振興局農林部） 3件…………… 8
- 土地改良区の役員の退任の届出（仙北地域振興局農林部）…………… 9
- 県営土地改良事業計画の決定（仙北地域振興局農林部）…………… 9

### 選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（39）…………… 9
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（40）…………… 10

### 収用委員会告示

- 収用の裁決手続の開始の決定（1）…………… 10
- 土地収用事件の審理の開始（2）…………… 11

## 規 則

秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

秋田県知事 佐竹敬久

### 秋田県規則第六号

秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県環境影響評価条例施行規則（平成十二年秋田県規則第百六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「様式第一号」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による送付書」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 対象事業の名称、種類及び規模

三 対象事業実施区域

四 条例第六条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

五 環境影響評価の実施予定年月日

六 その他参考となる事項

第六条第二項中「様式第二号」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による報告書」に改め、同項に次の各号を加える。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 対象事業実施区域

四 公告の年月日及び方法

五 その他参考となる事項

第八条第三号を次のように改める。

三 対象事業実施区域

第十条中「様式第三号」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による送付書」に改め、同条に次の各号を加える。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 対象事業実施区域

四 意見書の写しの数

五 その他参考となる事項

第十二条第一項中「様式第四号」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による送付書」に改め、同項に次の各号を加える。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 対象事業実施区域

四 関係地域の範囲

五 その他参考となる事項

第十三条中「様式第五号」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による協議書」に改め、同条に次の各号を加える。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 対象事業実施区域

四 関係地域の範囲及びその設定理由

五 その他参考となる事項

第十六条第三号を次のように改める。

三 対象事業実施区域

第十八条第二項第三号を次のように改める。

三 対象事業実施区域

第十八条第三項中「様式第六号」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による通知書」に改め、同項に次の各号を加える。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 対象事業実施区域

四 説明会の開催の日時及び場所

五 公告の年月日及び方法

六 その他参考となる事項

第十九条中「様式第七号」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による報告書」に改め、同条に次の各号を加える。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 対象事業実施区域

四 説明会の開催の日時及び場所

五 説明会の参加人数、経過及び概要

六 その他参考となる事項

第十九条に次の一項を加える。

2 前項の報告書には、説明会で配付した資料を添付するものとする。

第二十一条第三項中「様式第八号」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による報告書」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 説明会の開催を予定していた日時及び場所並びに説明会を開催しない理由
- 五 準備書の記載事項の周知のための措置を講じた年月日
- 六 準備書の記載事項の周知のために講じた措置の概要
- 七 その他参考となる事項

第二十一条に次の一項を加える。

4 前項の報告書には、条例第十六条第六項の規定による準備書の記載事項の周知のために講じた措置として提供した資料を添付するものとする。

第二十三条中「様式第九号」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による送付書」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 意見書の写しの数
- 五 その他参考となる事項

第二十五条第二項第三号を次のように改める。

三 対象事業実施区域

第三十五条第一項中「様式第十号」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による送付書」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 その他参考となる事項

第三十八条第三号を次のように改める。

三 対象事業実施区域

第四十条中「の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」を「に掲げる事項を記載した別に」に改め、「様式」の下に「による通知書」を加え、同条各号を次のように改める。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 公告の年月日及び方法

五 条例第二十五条第一項第一号に該当することとなった場合にあつては、対象事業を実施しないこととした年月日及び理由

六 条例第二十五条第一項第二号に該当することとなった場合にあつては、修正の内容、理由及び年月日

七 条例第二十五条第一項第三号に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(一) 引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(二) 引継ぎの年月日及び理由

八 その他参考となる事項

第四十三条第三項中「様式第十四号」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による報告書」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 再実施する手続きの内容及び再実施の理由
- 五 公告の年月日及び方法

## 六 その他参考となる事項

第四十四条第一項中「様式第十五号」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による通知書」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 事業者又は対象事業を実施している者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 工事の着手年月日及び完了予定年月日
- 五 その他参考となる事項

第四十四条第二項中「様式第十六号」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による通知書」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 事業者又は対象事業を実施している者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 工事の完了年月日
- 五 供用の開始予定年月日
- 六 その他参考となる事項

第四十五条第一項中「様式第十七号」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による送付書」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 対象事業を実施している者又は対象事業を実施した者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 対象事業に係る工事の進捗状況又は供用の状況
- 五 その他参考となる事項

第四十六条第二項中「様式第十八号」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による通知書」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 引き継いだ者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 引継ぎを受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 五 引継ぎの年月日及び理由
- 六 その他参考となる事項

第五十二条中「様式第十九号」を「別記様式」に改める。

別表第四の一の項イ中「又は同法第九十六条の二第一項若しくは第九十六条の三第一項の規定による協議」を「、同法第九十六条の二第一項の規定による決定又は同法第九十六条の三第一項の規定による変更」に改め、同項ニ中「又は第十八条第一項若しくは第四項の許可の申請」を「の許可の申請又は同法第十八条第一項の規定による条例の制定」に改め、同表の二の項イ及び十二の項中「公告又は」を「公告、」に、「第九十六条の二第一項若しくは第九十六条の三第一項の規定による協議」を「の規定による協議、同法第九十六条の二第一項の規定による決定又は同法第九十六条の三第一項の規定による変更」に改め、同表の十八の項中「第四条第一項又は第二十五条の三第一項（同条第四項）を「第四条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は第二十五条の三第一項（同条第七項）に、「認可の申請」を「規定による決定」に改める。

様式第一号から様式第十八号までを削る。

様式第十九号を別記様式とする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第四の一の項二及び十八の項の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

秋田県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

秋田県知事 佐竹 敬 久

秋田県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県産業技術センター条例施行規則(平成二十三年秋田県規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表集束イオンビーム装置の項及び振動試料型磁力計・磁気トルク計の項を削り、同表磁気抵抗測定装置の項の次に次のように加える。

M B E装置成膜・表面処理機能拡張設備	三、六〇〇円
----------------------	--------

別表多元電子ビーム蒸着装置の項を次のように改める。

高周波プラズマ発光分光分析装置	三、五〇〇円
-----------------	--------

別表ヘッド表面形状測定装置の項の次に次のように加える。

全光束測定システム	一、三〇〇円
-----------	--------

別表触針式表面粗さ計の項を削り、同表落錘衝撃試験機の項中「落錘<sup>すい</sup>衝撃試験機」を「落錘<sup>すい</sup>衝撃試験機」に改め、同表ソルトバス電気炉(高温)の項を削り、同表高精度スライサの項の次に次のように加える。

三次元射出成形シミュレーションシステム	一、一〇〇円
---------------------	--------

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則

秋田県告示第百四十六号

騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定(平成十一年秋田県告示第百四十六号)の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月二十七日

秋田県知事 佐竹敬久

表を次のように改める。

地域の類型	当てはめる地域
A	南秋田郡五城目町のうち第一種低層住居専用地域及び南秋田郡井川町のうち別表一に掲げる地域
B	南秋田郡五城目町のうち第一種住居地域及び南秋田郡井川町のうち別表二に掲げる地域
C	南秋田郡五城目町のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに南秋田郡井川町のうち別表三に掲げる地域

備考

- この表において「A」、「B」及び「C」とは、騒音に係る環境基準について(平成十年環境庁告示第六十四号)により定められた地域の類型をいう。
- この表に掲げる行政区画その他の地域は、平成二十四年四月一日における行政区画その他の地域によつて表示されたものとする。

別表三能代市の項を削る。

付表を削る。

秋田県告示第百四十七号

騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域の指定(昭和六十一年秋田県告示第二百十八号)の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月二十七日

秋田県知事 佐竹敬久

表を次のように改める。

指定区域		区域の区分
南秋田郡五城目町	第一種低層住居専用地域	第一種区域
	第一種住居地域	第二種区域
	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	第三種区域
	工業地域	第四種区域
南秋田郡井川町	今戸字カチ田、浜井川字洲崎、北川尻字曲淵、字海老沢樋ノ口、字下村、字中村及び字上村宅地、小竹花字川崎及び字小縄手下、坂本字四百刈、字山崎及び字横岡、八田大倉字古堂及び字八幡並びに坂本字三嶽下二十四番一から二十四番三まで、二十四番七、二十四番八、二十四番十から二十四番十四まで、二十四番十九、二十四番二十、二十四番二十三から二十四番三十一まで、二十四番四十から二十四番四十五まで、二十四番四十七、二十三番一から四十二番一から四十二番四まで、四十二番六、四十二番八から四十二番十一まで、四十二番十六から四十二番十八まで、四十二番、四十五番、四十六番一、四十六番三、四十六番三十二から四十六番三十五まで、百六十四番、百六十五番、百六十六番一から百六十六番六まで、百六十六番八から百六十六番十一まで、二百十二番一から二百十二番十四まで及び二百二十三番	第二種区域
	浜井川のうち字新堰と字洲崎、字新堰と字家の東、字ヒル子と字家の東、字ヒル子と字土樋及び字喜平堰と字土樋の各境界線並びに東日本旅客鉄道株式会社奥羽線の東側敷地境界線によって囲まれた地域	第三種区域
	浜井川字家の東	第四種区域

備考 この表に掲げる行政区画その他の地域は、平成二十四年四月一日における行政区画その他の地域によって表示されたものとする。

付表を削る。

**秋田県告示第百四十八号**

騒音規制法第十七条第一項の規定に基づき指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成十二年総理府令第十五号）別表の区域の区分（平成十二年秋田県告示第百九十一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月二十七日

秋田県知事 佐竹敬久

表を次のように改める。

	区域の区分	指定区域
一	a 区域	南秋田郡五城目町のうち第一種低層住居専用地域及び南秋田郡井川町のうち別表一に掲げる地域
二	b 区域	南秋田郡五城目町のうち第一種住居地域及び南秋田郡井川町のうち別表二に掲げる地域
三	c 区域	南秋田郡五城目町のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに南秋田郡井川町のうち別表三に掲げる地域

備考 この表に掲げる行政区画その他の地域は、平成二十四年四月一日における行政区画その他の地域によって表示されたものとする。

別表三能代市の項を削る。

付表を削る。

**秋田県告示第百四十九号**

振動規制法の規定による住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定（昭和六十一年秋田県告示第百二十二号）は、平成二十四年三月三十一日をもって廃止する。

平成二十四年三月二十七日

秋田県知事 佐竹敬久

**秋田県告示第百五十号**

振動規制法の規定による特定工場等において発生する振動についての規制基準（昭和六十一年秋田県告示第百二十三号）は、平成二十四年三月三十一日をもって廃止する。

平成二十四年三月二十七日

秋田県知事 佐竹敬久

**秋田県告示第百五十一号**

振動規制法施行規則別表第一付表第一号に該当する区域の指定（昭和六十一年秋田県告示第二百二十四号）は、平成二十四年三月三十一日をもって廃止する。

平成二十四年三月二十七日

秋田県知事 佐竹敬久

#### 秋田県告示第百五十二号

振動規制法施行規則別表第二の備考の区域の指定等（昭和六十一年秋田県告示第二百二十五号）は、平成二十四年三月三十一日をもって廃止する。

平成二十四年三月二十七日

秋田県知事 佐竹敬久

#### 秋田県告示第百五十三号

悪臭防止法に基づき規制地域の指定（昭和四十七年秋田県告示第五百四十一号）は、平成二十四年三月三十一日をもって廃止する。

平成二十四年三月二十七日

秋田県知事 佐竹敬久

#### 秋田県告示第百五十四号

悪臭防止法に基づき規制地域の規制基準（昭和四十七年秋田県告示第五百四十一号）は、平成二十四年三月三十一日をもって廃止する。

平成二十四年三月二十七日

秋田県知事 佐竹敬久

#### 秋田県告示第155号

平成23年秋田県告示第470号の基本測量について、平成24年2月29日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年3月27日

秋田県知事 佐竹敬久

#### 秋田県告示第156号

平成23年秋田県告示第352号の基本測量について、平成24年3月9日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年3月27日

秋田県知事 佐竹敬久

#### 秋田県告示第157号

平成23年秋田県告示第471号の公共測量について、平成24年3月15日終了した旨仙北市長から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年3月27日

秋田県知事 佐竹敬久

#### 秋田県告示第158号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成24年3月27日

秋田県知事 佐竹敬久

区 域 名	区				域	
	郡市	町村	大字	字	地	番
上川原	由利本荘市松本字上川原				8番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、9番の一部（次の図に示す部分に限る。）、10番3の一部（次の	

		図に示す部分に限る。)、14番2の一部(次の図に示す部分に限る。)、14番4の一部(次の図に示す部分に限る。)、道路敷(次の図に示す部分に限る。)、水路敷(次の図に示す部分に限る。)
	由利本荘市松本字道上	96番2の一部(次の図に示す部分に限る。)

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河川砂防課及び由利地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

### 秋田県告示第159号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成24年3月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

#### 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	鷹巣川井堂川線	北秋田市上杉字金沢312番1地先から川井字横呑沢14番1地先まで

#### 2 供用開始の期日 平成24年3月27日

#### 3 供用開始区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年3月27日から同年4月9日まで

### 秋田県告示第160号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年3月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

#### 1 処分をした年月日

平成24年3月14日

#### 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社大日向建設  
 横手市雄物川町道地字家東17  
 代表取締役 大日向 宏 征  
 秋田県知事許可(般-19)第10563号

#### 3 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取り消し

#### 4 処分の原因となった事実

平成24年3月14日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

## 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、かづの土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年3月19日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年3月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、男鹿市福米沢字福米49番地越前照義ほか22人から



申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年3月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（福米沢本内地区農地集積加速化基盤整備事業）計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成24年3月27日から同年4月23日まで
- 3 縦覧場所 男鹿市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、潟上市昭和豊川上虻川字新所119番地1南都武男ほか14人から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年3月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（昭和豊川地区農地集積加速化基盤整備事業）計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成24年3月27日から同年4月23日まで
- 3 縦覧場所 潟上市役所昭和庁舎掲示板及び昭和庁舎産業課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、南秋田郡五城目町馬場目字杉沢上台113番地石川悦運ほか14人から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年3月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（五城目杉沢地区農地集積加速化基盤整備事業）計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成24年3月27日から同年4月23日まで
- 3 縦覧場所 五城目町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、仙北市黒倉堰土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年3月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

仙北市田沢湖神代字珍重屋敷152

細 川 祐 栄

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の者から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年3月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 大仙市長野字神林24番地 柴田喜隆ほか14人
  - (1) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（中仙中央地区農地集積加速化基盤整備事業）計画書の写し
  - (2) 縦覧期間 平成24年3月28日から同年4月24日まで
  - (3) 縦覧場所 大仙市役所及び大仙市中仙支所
- 2 大仙市寺館字常野27番地 田口繁ほか21人
  - (1) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（薮台地区農地集積加速化基盤整備事業）計画書の写し
  - (2) 縦覧期間 平成24年3月28日から同年4月24日まで
  - (3) 縦覧場所 大仙市役所及び大仙市西仙北支所

## 選挙管理委員会告示

### 秋選管告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成24年3月27日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

50分の1の数 18,341

3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

219,503

## 秋選管告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成24年3月27日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

## 選挙区別

秋田市	89,084
能代市山本郡	25,954
横手市	27,721
大館市	22,183
男鹿市	9,412
湯沢市雄勝郡	20,171
鹿角市鹿角郡	11,465
由利本荘市	23,808
潟上市	9,598
大仙市仙北郡	31,466
北秋田市北秋田郡	11,313
にかほ市	7,615
仙北市	8,436
南秋田郡	7,451

## 収 用 委 員 会 告 示

## 秋田県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成24年3月27日

秋田県収用委員会会長 平 川 信 夫

## 1 起業者の名称

秋田県 代表者 秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 2 事業の種類

角館都市計画道路事業3・4・9号横町線及び3・4・2号大町通線

## 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

## (1) 起業者提出の土地調査詳細図「b区域」について

土地の所在	地番	地目		地積		収用しようとする土地の面積
		登記記録	現況	登記記録	実測	
秋田県仙北市角館町横町	不明、ただし15番2又は16番3	(15番2の場合) 宅地	(15番2の場合) 宅地	(15番2の場合) 75.02㎡	(15番2の場合) 75.02㎡	1.10㎡
		(16番3の場合) 宅地	(16番3の場合) 宅地	(16番3の場合) 59.93㎡	(16番3の場合) 62.29㎡	

## (2) 起業者提出の土地調査詳細図「c区域」について

土地の所在	地番	地目		地積		収用しようとする土地

		登記記録	現況	登記記録	実測	の面積
秋田県仙北市角館町横町	不明、ただし無地番又は16番3	(無地番の場合) 水路 (16番3の場合) 宅地	(無地番の場合) 水路 (16番3の場合) 宅地	(無地番の場合) - (16番3の場合) 59.93㎡	(無地番の場合) - (16番3の場合) 62.29㎡	1.29㎡

#### 4 土地所有者の氏名及び住所

##### (1) 起業者提出の土地調査詳細図「b区域」について

地番不明につき土地所有者不明

ただし、起業者提出の土地調査詳細図の「b区域」が秋田県仙北市角館町横町15番2の土地の区域の一部である場合

氏名 秋田県

住所 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

又は、起業者提出の土地調査詳細図の「b区域」が秋田県仙北市角館町横町16番3の土地の区域の一部である場合

氏名 谷口忠孝

住所 秋田県仙北市角館町水ノ目沢108番地1

##### (2) 起業者提出の土地調査詳細図「c区域」について

地番不明につき土地所有者不明

ただし、起業者提出の土地調査詳細図の「c区域」が秋田県仙北市角館町横町16番3の土地に隣接する無地番の水路の区域の一部である場合

氏名 秋田県仙北市

住所 秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地

又は、起業者提出の土地調査詳細図の「c区域」が秋田県仙北市角館町横町16番3の土地の区域の一部である場合

氏名 谷口忠孝

住所 秋田県仙北市角館町水ノ目沢108番地1

#### 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

##### (1) 起業者提出の土地調査詳細図「b区域」について

地番不明につき関係人不明

ただし、起業者提出の土地調査詳細図の「b区域」の土地所有者が秋田県である場合なし

又は、起業者提出の土地調査詳細図の「b区域」の土地所有者が谷口忠孝である場合

氏名 株式会社谷口石油

住所 秋田県仙北市田沢湖小松字城廻99番地の5

権利の種類 賃借権

##### (2) 起業者提出の土地調査詳細図「c区域」について

地番不明につき関係人不明

ただし、起業者提出の土地調査詳細図の「c区域」の土地所有者が仙北市である場合なし

又は、起業者提出の土地調査詳細図の「c区域」の土地所有者が谷口忠孝である場合

氏名 株式会社谷口石油

住所 秋田県仙北市田沢湖小松字城廻99番地の5

権利の種類 賃借権

#### 6 裁決手続の開始を決定した日

平成24年3月14日

#### 秋田県収用委員会告示第2号

秋田県収用委員会は、起業者秋田県から平成24年2月13日に申請のあった角館都市計画道路事業3・4・9号横町線及び3・4・2号大町通線に係る土地収用事件の審理を次のとおり開始するので、秋田県収用委員会運営規則（昭和51年秋田県収用委員会告示第1号）第6条の規定に基づき、公告する。

平成24年3月27日

秋田県収用委員会会長 平川信夫

#### 1 審理開始の期日 平成24年4月26日 午後2時30分

2 審理開始の場所 秋田市山王四丁目1番2号  
秋田地方総合庁舎6階総庁大会議室2

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印刷者	松原 巧	秋田市山王七丁目5番29号